

知っていますか？

自転車安全利用五則

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。



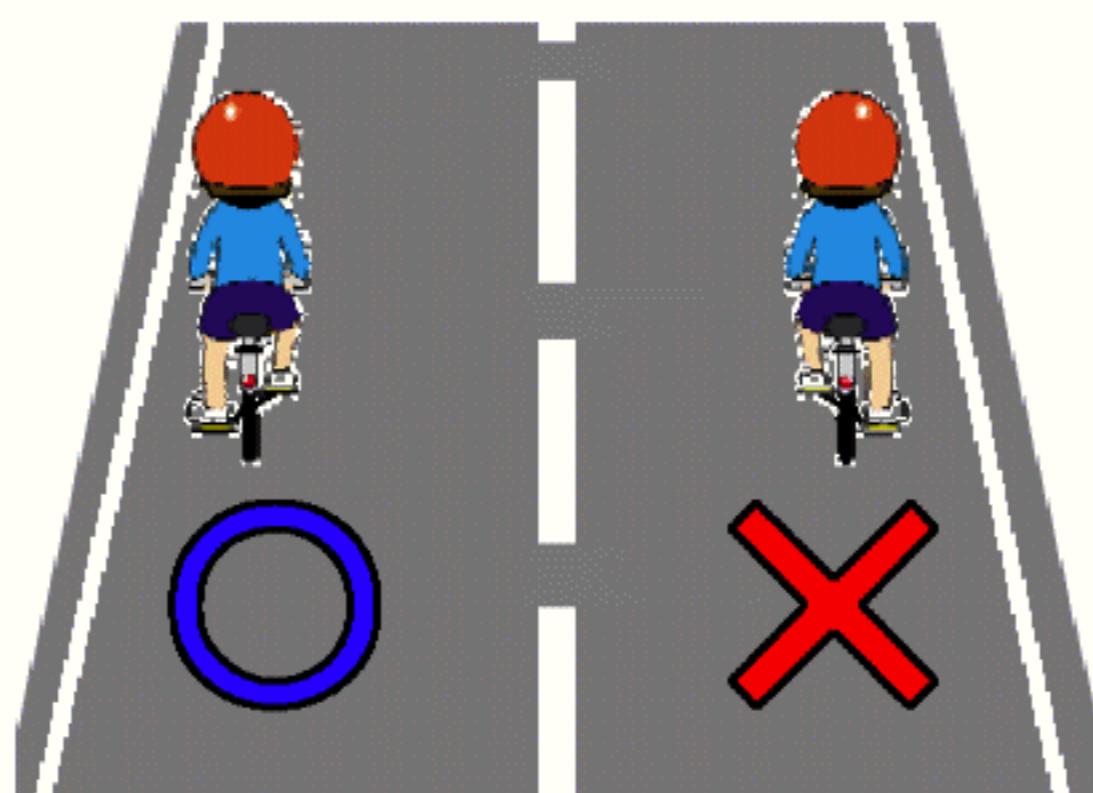
①自転車は、 車道が原則 歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



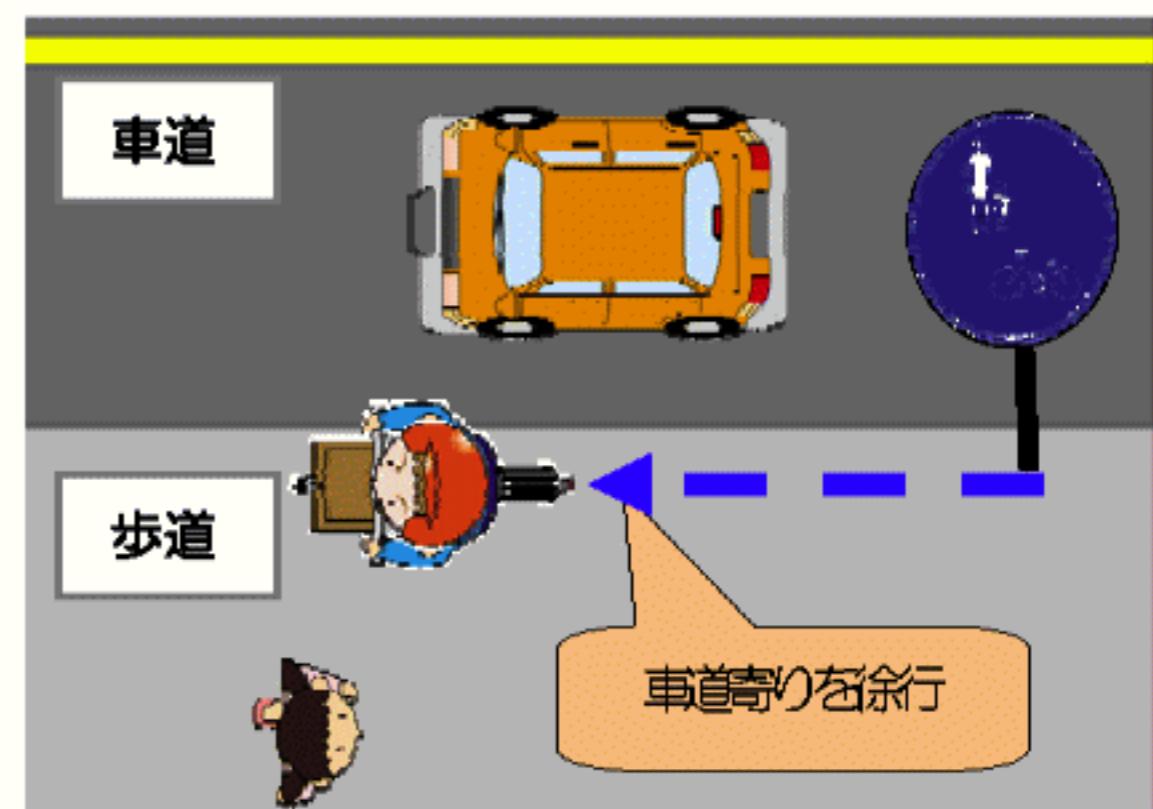
②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③歩道や歩行者優先で、 自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④安全ルールを守る



飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止

【罰則】

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酔っ払って運転した場合



二人乗りは禁止

二人乗りをしてはいけません。

【罰則】2万円以下の罰金又は料料



並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰則】2万円以下の罰金又は料料



夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰則】5万円以下の罰金



信号を守る

信号を必ず守る。

【罰則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



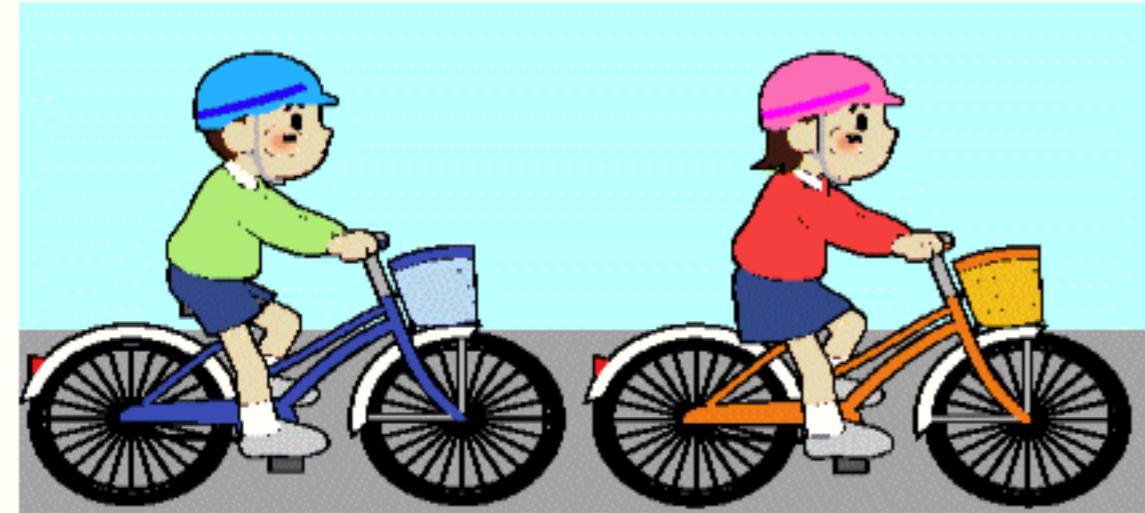
交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るとさば余行。

【罰則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるとときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



こんな運転もやめましょう！

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。

また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう